

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

令和2年10月20日（火）午後2時00分～午後4時05分

2 場所

福岡地方裁判所裁判員候補者待合室1・2

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者8人

福岡地方裁判所裁判官 中田幹人（第4刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 永井晋哉

福岡県弁護士会所属弁護士 浅上紗登美

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※裁判員経験者を「裁判員経験者1」などと表示する。

○司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

今日お集まりの8名の裁判員経験者の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福岡地方裁判所第4刑事部の裁判官の中田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

この意見交換会の趣旨は、広く国民の皆様が、裁判員、補充裁判員として裁判に参加いただけるように、御経験いただいた皆様方の御感想、御意見をお話しいただける場を設定をしまして、そこで得られた感想、御意見等を広く国民の皆様にお伝えするというのがひとつの趣旨であります。

そして、それとともに、我々法律家、裁判官、検察官、弁護士、その三者の側におきましては、皆様の御意見を今後の裁判員裁判の運用改善に資するために、参考にさせていただきたいと、そういった趣旨のものでございます。したがって、皆様には、どうぞ忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いたします。

本日は、検察官、弁護士にも出席をお願いしております。

御紹介いたします。福岡地方検察庁から、永井検察官です。

○検察官

福岡地方検察庁に所属しております永井と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○司会者

それから、福岡県弁護士会から浅上弁護士です。

○弁護士

弁護士の浅上と申します。今日は皆様の意見、十分に参考にさせていただこうと思います。よろしくお願いたします。

○司会者

この意見交換会は、先ほど申し上げたような趣旨で、定期的を開催しております。これは福岡だけに限らず各地の裁判所で行っているものです。

福岡におきましても、私自身、これで3回目になります。そのたびに皆様の御意見、貴重な御意見をお伺いして、その後の裁判の運用に生かしているところであります。本日も有益な御意見がお伺いできると思っております。よろしく願いいたします。

まず本日の大まかな進行予定について、御説明をさせていただきます。

最初に、皆様のそれぞれ御担当いただいた事件について、記憶を喚起していただくような意味も含めて、簡単に御紹介をさせていただきます。そこで、思い出された御感想、あるいは御意見などを、その後それぞれコメントいただければと思います。

さらにその後、そこでいろいろお話しいただいた中から問題を取り上げて、皆様で意見交換をしていただければと思います。

それから、その後、今後裁判員・補充裁判員になられるであろう方々に向けてのメッセージをいただければありがたいと思っております。

最後に、報道機関の記者さんたちからの質問が予定されておりますので、お答えいただければと思っております。

それでは、それぞれ御担当された事件について、順に御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず1番の方が担当された事件、これは殺人と殺人未遂等の事件であります。

この事件では、殺人の故意、殺意があったかどうかという点について、争いがあり、それについての判断がされたというふうに聞いております。

では、1番の方、御感想あるいは御意見などございましたら、お伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○裁判員経験者1

始まったときは、短期間でばたばたと自分たち素人も入って、決めるんだなって

思ったことと、実際に裁判に入って、この当事者の方々数名を見ていると、いろいろ思いが出てくるし、その裁判員になった皆さんも、それぞれやっぱり思うことがあって、最終的には行きつくところが判決で、これでよかったのかなって、今だにたまに思うことあるんですね。ちゃんと年数と、加害者が起こした事件に対して、合ってるのかなって思うことが、何か当日って言うよりも判決のことで、思いました。今もたまに、ほかの事件をニュースとかで見ると、ふと思い出すときがあります。

刑を受けた人以外にも、もし何か罰を受けるっていうのかな。何かそういうものもちょっとないのかなと思うようなことも、ありました。

○司会者

ありがとうございます。いろいろお話しいただきました。最初の印象で、お話しいただいたところでは、結構短期間でばたばたしたっていうような印象をお受けになったっていうことでしたですね。何かこう、予想外のことがあったっていうことではないんですか。

○裁判員経験者1

そういうことじゃなくて、深掘りっていう言い方がありますよね。淡々と、事実をこう並べていって、これはどう考えますか。どう出しますか。どう見ますかっていうふうな捉え方っていうんですかね。

○司会者

なるほど。そういう言い方をしたようなところがあったので、それぞれみんな思うところがあったのだけでも、なかなかそこらあたりが十分意見交換できなかつたんじゃないかっていうような。

○裁判員経験者1

意見交換はできたんですけれども、まあだんだん話していると、ちょっと感情的なところも出てくる。個人個人ですね。だから、そういうのを聞きながら、これでいいのかな。じゃあ罪は罪っていうようなことを思い考えながらでした。

○司会者

ありがとうございます。最後のほうでおっしゃったのは、被告人以外の加害者の人の刑。

○裁判員経験者1

いや、それこそ感情的っていうか、そこに至るまでの話ですよ。やっぱり「かわいそうだな」って思える節もあったんですよ。

○司会者

ありがとうございました。また関連する事項などは、後でお伺いできるかと思えます。

では次に、2番の方が御経験になった事件、御紹介いたします。

殺人ということで、裁判された事件です。

この事件では、責任能力の有無が問題になったということで、それについての判断をされたというふうに聞いております。

では2番の方、御感想をいただきたいと思えます。どうぞ。

○裁判員経験者2

1番の方が言われたことを、私も今実際思ってることなんですが、私が担当した事件から約半年強経って、いまだにあのとき私たちが出した判決が正しい、ほんとに合ってたのかな、あれでよかったのかなというのは、いまだに思うのが正直なところですよ。

というのが、実際裁判が始まって、被告人の話してる内容が二転三転してて、そのときの裁判長の方も、私たち自身も、どの話を信じたらいいんだろうか。全部がうそなのか。でも全部がうそとは言えないし、全部本当なのかと思えない。つかみどころがないという事件だったんですね。

なおかつ、私これはちょっとテレビとかいろんなのを見てたら、例えばその方の証言、証人の方がいろいろ出てきたりとか、身内だったり知り合いだったり、何かしら関係者が出てくるんですが、私が担当した事件は、精神科の病院の先生だった

かな。先生ぐらいしか証人がいなくて、被告人自身がどういう人だったのかっていうのを、すごくつかみづらい中で判決を出さなきゃいけなかったんですね。なので、それでよかったんだろうか。自分の意見も当然、「私はこう思います」っていう人も当然いましたし、皆さんいろんなお話をして、正直すごく、申し訳ないんですけども、いまだに自分たちが出した判決がちょっと不安な面があります。

ただ、何て言ったらいいかな。私たちが出した判決は有期刑で出したんですけども、死刑という判決を出さない事件でよかったなとは思っています。すみません。すごく語弊がある言い方になりますが、有期刑だったら、仮に私たちが出した判決が、それで確定した場合でも、その被告人自身の命が死刑という形で奪われることはないんですけども、もし仮に凄惨な事件で、死刑という判決を私たちが出した際に、それで確定してしまったら、もしかしたらそこでほんとに刑が執行されてしまったら、被告人自身の命が亡くなってしまふ。そして恐らく私自身は、その出した結論をずっと引きずるんじゃないかなと思ったので、正直判決、懲役何年っていう、その何年という言葉聞いて、正直私はほっとしました。

ほんとに今は、担当した裁判の被告人には、罪を償って、出所、ちょっと今控訴してるのかどうかは私も知り得ませんが、何らかの形でまた出てきた際には、罪を償って更生してほしいなと今は思っています。

○司会者

ありがとうございました。ひとつおっしゃっていただいたのは、責任能力の問題があったので、証人が精神科のお医者さんだったということですけど、あと、被告人の人となりみたいなのを、知るような審理があってもよかったかなっていうことなんですけど。

○裁判員経験者2

そうですね。ちょうど私が座った席というのが、弁護側の席だったんで、被告人の表情とかがよく見えるところだったんですね。で、やはり検察側・弁護側、皆さんいろいろ、「こうだ、ああだ」と言ってる中で、表情を見る機会は多々あったん

ですが、表情が余りにも変わらなかったんですね。で、ほんとに自分のことって実感してる、今日の前で言っているその裁判は自分のことなんだという、実感としてあるのかなっていう、すごくほんとにつかみどころがないというのが、もうほんとにその一言に尽きる裁判だったと思います。

○司会者

ありがとうございました。大変御苦勞様でした。

では次に、3番の方が御担当いただいた事件について、御紹介をいたします。

現住建造物等放火の罪で起訴された事件です。

この事案においては、公訴事実には特に争いはなくて、主として量刑が問題になったというふうに聞いております。

では3番の方、御感想をお伺いできればと思います。

○裁判員経験者3

今、説明がありましたように、量刑ということが主になったわけです。

最初に、何て言うんですかね、選任ということの書類が来ましたときに、非常にこう不安と言ったらおかしいんですが、何をさてさてするものかいなと思ひまして。冊子等がいろいろ入っておりました。それを見ながら、まあ見ても正直分かりませんでした。当日もよもや選ばれるとは思わなくて、結果的には裁判員裁判、経験したわけですけれども。

当日になりまして、やはり一番救われたのは、また分かりやすくほっとしたのはですね、裁判長が最初に、法廷に、公判に提出される証拠と、あるいは証言についてきっちりと評議をすれば、おのずと答えが出るんだという、そのことをおっしゃったときにですね、「ああ、なるほどな」とやっと納得できました。あとはもうスムーズに、どう言うのか。これに対してはこうなんだ、これに対してはこうなんだっていう捉え方というのが、非常に来て見て、初めて分かったというのが、正直な感想です。

○司会者

ありがとうございました。しっかり証拠を見てればおのずと答えが出るっていう説明でした。そうすると評議の中でもしっかり議論がそれぞれされて、しっかりした話し合いが持てた。議論ができたっていう感じでしょうかね。

○裁判員経験者 3

それと量刑については、やはり意見がいろいろ出ました。

○司会者

なるほど。ありがとうございました。

では次に、4番の方が御担当なさった事件を御紹介いたします。これも現住建造物放火の事案です。

これも公訴事実に争いはなくて、主として量刑の問題なんだというふうに聞いております。

では4番の方、御感想お願いいたします。

○裁判員経験者 4

先ほどおっしゃったように、3番の方と同じような、まあ事実背景が兄弟ということで違ってまして、量刑について、いろいろ協議したんですけれども、その中でそれぞれ裁判員の方の、現在の社会情勢だったり、御意見が出たりして、最終的に集約されたっていうふうな。

裁判の意見の交換の流れの中で、やはり1つの流れ、私全体で見てたんですけど、1つの意見によってぐっとって言いますか、その流れが変わってきたっていうふうな印象でした。まあそれがいい、悪いじゃなくて、やはり裁判員それぞれの方の部分で、共通する共感性っていうのが生まれて、最終的な結論がそういうふう集約されていたんだということが、印象です。

裁判官が中立の立場で、いろいろ御助言していただいていたんですけども、最終的にそういうふうにつながって、終了しました。

1番の方とか2番の方のような殺人とかそういう重い事件ではなかったんですけども、基本的に私自身の思いでは、兄弟のいさかいということで、それが消防と

か警察を呼ばなきゃ事件にすらならなかったんじゃないかなということも思いましたけれども、基本的に一応そういう形でおやりになったということで、結果として事件としていく限りは、ある程度の裁判っていう流れに来るんだろうと思うんですけども、その中である程度、どんなに大きな事件であろうと、やっぱり意見を集約して、こういう形で進めていくのは、ほんとにいいことじゃないかなと。

○司会者

ありがとうございました。今ちょっとお話があったので、事案の付け加えなんですけど、最終的に焼損した面積が少ないということで、不幸中の幸いと言いますか、余り大きな火事には至らなかったという事案で、結論的にも執行猶予になったっていう、そういう事案です。

では次に、5番の方が担当された事件について、御紹介いたします。

覚醒剤取締法違反、関税法違反の事案です。

これも公訴事実には争いはなくて、主として量刑が問題になったという事案です。

では5番の方、感想をお願いします。

○裁判員経験者5

去年の年末ぐらいに、裁判所のほうから通知が来て、名簿に名前が載りますと。

その後また来て、裁判員の候補になりましたということで、ここに呼出があったんですけど、外れたんだと思ったら、補充裁判員ということで、裁判に参加させていただくようになりました。

途中から、裁判員の一人の方がちょっと来れなくなられたので、裁判員ということで、後ろの席から、法廷のときは前の席に移ったような感じで、見える感じっていうか、それが全然違ったのが、ちょっと印象的でした。

今回は覚醒剤の密輸っていうことで、正直なところはその被害者っていう方がおられないもんですから、その意味で非常に気が楽だったと。殺人とかだったらやっぱりもちろん被害者がおられたりとか、その凄惨な写真とか見るというのが頭の中にあっただけです。そういう点では非常に気が楽だったです。

裁判を通して思ったのは、非常にいろんなことを勉強させていただいたと同時に、何かいろんなところで理不尽なことを感じました。

例えば罰金って一体何なのと。懲役、例えば5年なら5年が終わって、罰金300万とか。そこで300万払える人は懲役5年で済むんですけど、お金がない人は、その300万の罰金を払うために、労役場留置って言うんですかね。労役場留置をしなきゃいけないと。その労役場留置も結局最高2年までなんで、1日当たりを幾らで換算するかっていうのが人によって全然、その労働の内容ではなくて、人によっては1日6,000円の換算。人によっては1日数万円に換算されるとかいう、非常に一体何だろうか。お金を持ってる人は、刑期を金で買えて、お金がない人は刑期が延びる。何かそういうことってあっていいのかなっていうのを、最後まで思っていました。

あとは、被告人がタイの方だったんで、当然言葉が通じないと。だから全部通訳の方を通しての証言だったんで、そういった意味では非常に難しいですね。ニュアンスも分からないし。本当に覚醒剤と思って運んだのか。覚醒剤かな、ひょっとしたら覚醒剤かもしれないなと思ったけど、自分で打ち消したとか、その気持ちを全く思いもしなかったのかどうか。そのあたりっていうのは、ニュアンスがなかなか伝わらないんで。

また、今回の事件は、娘さんがお母さんを誘って、それで2人とも捕まったという判断だったんですね。非常に気の毒であるし、どこまで覚醒剤、自分が運んだものが覚醒剤っていうことを認識してたのかどうか、最後まで確信が持てなかったということです。本当に悪いのは、そういうことをさせた人間なんですけど、まあこのうのうと生きてると。で、運び屋をさせられたこの親子が懲役5年とか、罰金数百万。で、払えないから2年の労役、そんなのってあり得るのかなというふうに思いました。

この資料を見させていただいたら、例えばそのさっきの放火も求刑は懲役5年ですかね。私が担当させていただいたのは確か9年で、罰金は100万。何かこう、

そこまでの求刑をしなきゃいけない罪なのかっていうのが、最後までありました。

それとあと一つは、検察官の方も裁判官の方も、皆さんそうだと思うんですけども、どうしても過去の判例に縛られているなど。どんな犯罪で、主犯なのか従犯なのかとか、手口とか、運んだ量とか、そういうのをこう、大体今まで懲役5年ですとか4年ですとか、罰金は200万ですとか300万ですとか。大体そのあたりに集約されてしまっていて、そういうやり方してても、画期的な判決っていうか、難しいんだろうなというふうに思いました。

いろいろと思うことはあったんですけど、でも参加できて、すごくいい経験になったし、聞かれるわけですよ、「どんなんでした」って。会社の間でも友達に対しても、「機会があるなら絶対参加しい」と、「絶対に役に立つから」というふうには、みんなに言ってます。

最後に、お願いじゃないんですけど、最終的に裁判が、どういう最後判決になったかを知れたらいいなと思います。私が最終的に下した判断どおりになったのか、そこからまた控訴があったのかとか。やっぱり何らかの形でその人に関わったわけですから、最後そのままっていうのは何かこう、希望する人だけでもお知らせが来るようなシステムがあったらいいかなと。思い出したくない人もいるかもしれないんですけど、僕はやっぱり気になったので、そういうシステムがあったらいいんじゃないかなという気がします。

○司会者

ありがとうございました。刑が罰金というものの、何でしょう、存在意義みたいなもの、根本的なお話をいただきました。

後は、過去の量刑傾向というものがどこまで重視するかというようなところも、この事案においては、全体を見たときに、むしろ背後のものも影響が大きくあるはずなのに、裁判っていうものの対象としては、どうしてもこの起訴された範囲しか及ばないという、そういったところをお感じになったということですね。

そして最後おっしゃった、終局の結果について知らせるシステムがあればいいん

じゃないかっていうふうな御意見をいただきました。ありがとうございます。

では次の方，6番の方が担当された事件を御紹介します。

殺人未遂それから銃刀法違反の事案です。

これも公訴事実には争いがなくて，主として量刑が問題になったというふうに聞いております。

では6番の方，御感想をお願いいたします。

○裁判員経験者6

1人の人に対して，みんな一生懸命深く考えて，評議をして，決めました。いろいろ考えた上で，皆さんでどうぞって判決しました。

判決後，控訴したのかなとか，いろいろ思うところがたくさんありました。

結局判決は懲役何年かだったんですけど，それでよかったのかなと。そういうのを，今から更生できるであろう青年の人生を，決めていいのかなって。ほんとにこれはすごく悩んで，みんなで評議をして決めたんですけど，執行猶予だから最後よかったのかなとか考えたり，やっぱり本人のことをすごく考えた上で出した判決ですけど，まあ幸いって言ったらいけないですけど，被害者の方が出てきて，生きていたので，被害者が亡くならずによかったなっていうのは，大変感じました。

あと，裁判官も裁判所もすごく，裁判員に親切にやってくださって，すごく私のイメージでは裁判長とか裁判官とか，すごく怖いイメージあったんですけども，もうほんとにすごい優しくて，私たちも評議もしやすい雰囲気でした。

あと，証言台に，お母さんとか出てこられるんですけど，それが私の中では，お母さんとかはやっぱり子供をかばう内容とか，まあもちろん内容とか，かばう内容になりたいんですけど，裁判長が，「犯した罪のことに對して，考えてください」っていうことを言ってくださって，犯した罪に對して皆さんと考えて，討論しました。

裁判員については，裁判員になるのは宝くじに当たるより難しいみたいに言われてたので，ここで神頼みで「どうかお願いします。当ててください」とずっと思っ

て。そして、裁判員のみなさん方に支えられて、本当にいい経験をさせていただきました。これでもし立候補制ならば、もう一度立候補したいと思うほど、もう多分人生の中でもう当たらないだろうかと、でも当たればいいなと思ってます。

○司会者

ありがとうございました。

いろいろと量刑の中でも、家族間の事件なんで、そのあたりも難しいということなんですが。

では次の、7番8番の方々は、同じ事件を担当しておりました。強制わいせつ致傷っていう案件です。

これも公訴事実には争いはなくて、主として量刑の問題となったというふうにお聞きしております。

ではまず、7番の方から御感想をお伺いしたいと思います。

○裁判員経験者7

まず事件というよりも、裁判所、裁判、法廷の中での感想について、話させてくださいいいでしょうか。裁判員なんで、当然裁判長、いわゆる裁判官の方と一緒に座るんですけども、アメリカの映画とかで見ると、陪審員って後ろにいたりだとか、いろんな州によって違うのかもしれないけど、まあそういうイメージを持っていたんですけど、法廷で裁判官の席に座るっていうことに対して、正直最初はちょっと違和感があって、そんな偉くもないんだけどって思いながら、法廷に座っておいりました、

で、ほかには、テレビとかでよく見る状況とよく似てるなと思って。検察官の方いらっしやったんですが、非常に高圧的というか。よくありがちな、「あれは演技なんだよな」って思いながら、「そういうもんなんだ」っていうふうな、変な感想を持ってしまいました。

後は、検察官の方も弁護士の方も、非常に、私会社員なんですけど、会社でプレゼンするようなパワーポイントなのか、ちょっとそれは分からないんですけど、そ

ういうもので非常に分かりやすく、難しい法律用語も使わず、説明いただいていたので、非常に分かりやすかったなというふうに思っています。

これは法廷での感想になります。犯罪の内容としては、多分そんなに重いものではなかったんだろうと思います。実際、執行猶予がついた判決でしたし、ただ被告人の方の職業が、こういう犯罪を本来犯すっていうものではないと。被害者の女性の方が厳しい刑を求めたりだとか、その辺非常にいろいろあった中で、結局のところは、これ裁判官、私もその意見ではあったんですが、犯した罪はそんなに大きなものではないということで、罪だけを見て判決を出そうという形だったことがちょっと印象的で、もっといろんな動機だとか何かいろんなことを勘案して、やるべきものなのかなと、そういうものもあるんでしょけど、ちょっとこの事件についてはそういう事実だけで、事実を主に見て、判決を出すというところが、私にとってはすごく印象的な事件だったなというふうに思っています。

○司会者

最初に御感想いただいた法廷の形ですね。

今、普通の法廷っていうのは、こう裁判官、裁判員が一行になって、それと例えば証人だとか被告人だとか、こう対面するような形をとって、横から見たほうがいいっていう感じですか。

○裁判員経験者7

どういう姿がいいのかって、ちょっとすいません。意見はないですけど、最初は、まあそんなもんかなって思ったんです。

○司会者

陪審裁判、外国の陪審裁判みたいなものをこう、頭に描いておられた。

○裁判員経験者7

最初はですね。

○司会者

じゃあやっぱり「これ違うな」っていう感じで、最初。

○裁判員経験者 7

まあ同列にいるので、逆に向こうから見ると、我々素人をどう見てるんだろうみたいなの。そういう思いはしました。

○司会者

ありがとうございます。

では最後になってしまいました。8番の方、どうぞ。

○裁判員経験者 8

7番の方と同じ事件を担当しました。被告人はもう犯行を認めていたので、量刑を話し合い、決めるというものだったんですけども、どこまでを加味して、判断して、量刑を決めるのかっていうのが、最初私も全く分からなくて、裁判官に量刑を決めるに当たっての「懲役とは」、後は「執行猶予とは」というお話を聞きました。

実際に裁判には、被害者の方も参加していて、被害者の方も証言というか、言葉でお話を聞くことがあったんですけども、やはりちょっとわいせつ致傷ということで、被害者の方とも同じ女性として、何かもういたたまれない気持ちにやはりなりましたし、ただ被告人側も、証言、家族の方、あとは職場の同僚の方の証言もありました。聞いてると、やはり被告人のほうは、何でこういったことをしてしまったんだろうっていう気持ちになりましたし、何とも、どちらの気持ちも分かるというか、非常に何か量刑を決めることに対して、難しいなと感じた事件であったと思います。

ただ事件当日の状況だったりとかが、弁護人の方、被告人のほうの意見と、被害者のほうの意見と、まだよく分からない、一致してない部分もありましたし、実際のところ結局どうか分からないまま、量刑を決めたんですけども、裁判官がうまく裁判員の話聞いて、まとめて、うまく話を進行してくださったとすごく思ったので、私自身裁判員として、参加することができて、非常に貴重な体験ができたと思いました。

○司会者

量刑が主として問題になるケースで、判断対象として何を判断して、答えを出すのかとか、どういったことを基準に判断するのかとか、そういったあたりに悩まれたんですかね。

大分時間が経ってしましまして、ちょっとここで休憩を取っていただこうと思います。

(休憩)

○司会者

では幾つかお話があった中で、共通した問題点などについて、もう少し皆さんの御意見をお伺いできればというふうに思っております。

2番の方が先ほどちょっとおっしゃった、これは責任能力が問題になった事件で、精神科のお医者さんの証言があったというふうにお伺いしました。責任能力の精神科医師の専門的な話が、そこでは重要な争点についての判断材料の1つになったと思うんですけども、専門家の証言について、分かりやすくこう皆さんに伝わったかどうかという点について、お伺いできればと思いますが、2番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者2

正直申しまして、その精神科の先生がおっしゃる内容が、割と専門用語が多くて、「ここ、こういうこと」みたいな、私たちも「ん」っていうような内容をたびたび言われてたので、正直分からないこともあったんですね。

その後評議室に戻りまして、裁判長の方が、先ほど先生がおっしゃっておられたこれこれこういう内容が、こういう状態ですよっていうことで、改めてかみ砕いて説明していただき、裁判長の方も「だと思えます」みたいな、そういう感じだったんですけども、それでようやく分かった内容でした。

ただ、私が担当した裁判、先ほどもお話ししたんですけども、証人、身内などの証人がいない中で、唯一の拠りどころが精神科の先生の証言というのがあったので、

正直今後余り似たような案件はないかもしれませんが、精神科の先生だけしか証人がいないなど、特殊な案件というか裁判の場合は、もうちょっとかみ砕いた分かりやすい言い方で、説明してほしかったなというのは、感想としてあります。

○司会者

ありがとうございます。裁判官、裁判所、検察官、弁護士で、いろいろこう、どんな方法がいいんだろうかというのを協議したりする機会があって、いろいろ試行錯誤を重ねてきてはいるところで、工夫してきてはいることなんですが、やはりまあなかなかそういうふうにも用語が難しかったりして、理解が難しかったりするっていう状況ですかね。

裁判官が「こうこうと思います」っていうのも、まあ理想の形ではないんじゃないかなとは思いますが、裁判官も別に医学、精神医学の専門家じゃありませんのでね、やはりふさわしい形ではなかったかもしれないですね。ここは、工夫をこれからも重ねていかなければいけないことなのかもしれないですね。ありがとうございます。

専門家の証言という意味では、1番の方も、法医学の専門家の尋問があったかと思いますが、1番の方、何か聞いてて分かりやすかった、分かりにくかった、ここはこうすればよかったんじゃないかとか、何かお考えございますでしょうかね。

○裁判員経験者1

記憶してるのが、先生が2人いらっしやっと思ったんですが、感想は、1人目の先生は余り話がおもしろくなくて、2人目の先生はちょっと興味をそそられるような話し方をされてあったんですよね。で、医学的なことも出てて、分からなかったところも多々あったんですけども、まあどっか2番目の先生に関しては、「あ、分かりやすかったかな」とは思いました。後、写真とか凶器の見せ方ですが、個人的に思ったことが、私たち素人のため、配慮をしてくださってるのかなとは思ったんですけども、刃物は血はついてますけれども白黒写真、傷は絵で描いてあったんですけども、写真、白黒はともかく絵を見せるとなると、私の感想では、刺し

傷の絵っていうか、自体が、そう生々しく話ほど見えなかったんですよね。何かそういうのを見ると、ちょっと同情がそれこそ入ってしまったように思えたんですよ。だから、ちょっと具合が悪くなったときはなったときで、なるべく生に近いものを、まあ極端な話、内臓破裂とかそういうのを見たら、ちょっとと思うんですけども、私が見た事件の中の写真や絵っていうのは、もうちょっとはっきり凄惨さを見せるべきだなとは思いました。

○司会者

前半部分では、お医者さんが2人いて、1人目と2人目とでかなり違ってたと、その2人の違っているというのは、どういうところにありましたか。

○裁判員経験者1

多分慣れからきてあることだろうと思うんですけどね。

○司会者

御質問に答える、答え方なんかも分かりやすかったってということですか。

○裁判員経験者1

そうですね。何かまあ例えばなんですけど、「このくらい刺すと死にますか」「いいえ、死にません」みたいな感じの、そんなやりとりがちょっとう、聞いて「あ、あ、あ」っていう感じでした。

○司会者

明快に回答されるような、そんな感じの方だったんですね。

○裁判員経験者1

そうですね。

○司会者

ありがとうございました。

あと、後半では、もう生々しく見えたほうが、むしろいいんじゃないかっていう感じということで。

ほかにも被害者がけがを負われた事件を扱われた方もいらっしゃる、あるいは亡

くなられたっていう事件を担当された方もいらっしゃいます。その方々にお聞きしたいと思うんですが、そうですね。7番8番の方々も、被害者がけがを負われたっていう事件だったと思うんですが、そのあたり何かこうお感じになったことは、ございますか。

○裁判員経験者8

被害者の方、女性の方の傷の写真は実際に見たんですけども、傷の程度はそこまでひどくはなかったなので、実際の写真を見ても、特に何も精神的苦痛を私自身が何か負ったということは、特に何もなかったです。問題なかったと思います。

○司会者

ちょっと変わって、7番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者7

同じです。いわゆる擦り傷なので、ふだん子供がけがした傷ぐらいだと思います。大した問題はないです。

○司会者

傷自体は余り大きな問題はなかったという感じですかね。

私がちょっと証拠の中身まで十分把握してないんですけども、被告事件の名前だけ見ますと、殺人未遂が含まれている、6番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者6

レントゲン写真で、包丁の刃のほうがおなかの中に入って、柄が折れた事件だったので、包丁がもうお腹の中にあるレントゲン写真でした。でも、全然、「あ、すごい」って感じ。こんなに大きなのが入ってるんだっていうふうな感じでした。

○司会者

それでちょっと負担を感じられたということは特になかったと。

○裁判員経験者6

はい、ないですね。

それは多分、被害者の方が生きていらしかったから、被害者の方が出てこられ

たので、生きていらっしやったから「よかったな」と思ったんだと思います。

○司会者

なるほど。傷口の写真とかそういうものではなかった。今、おっしやったレントゲンで。

○裁判員経験者6

はい。レントゲンに半分が入ってるという。

○司会者

分かりました。

2番の方はいかがですか。

○裁判員経験者2

私が証拠として見た写真というか物は、刺殺だったので、血が広がった壁の写真、あと、凶器となった包丁だったんですけども、その2点についてはモノクロでした。その事件自体がお母さんを刺殺したという事件だったんですが、複数箇所を刺し傷だったり裂傷だったりがあったので、その部分に関しては、イラストだったんですね。なのでちょっと皆さんと、被害者の方がいらっしやる事件の中では、私が担当したのは割とけがというか、程度が大きかったのかなと今感じてるので、逆にちょっと1番の方と対極な意見にはなるんですけど、私が担当した事件に関しては、イラストでよかったなと思いました。

なので、被害者の方の、けがの程度というのも皆さん、受け取り方、感じ方はいろいろあるので、何とも言えない部分がありますが、けがの程度によって、イラストだったり、先ほど6番の方がおっしやられたレントゲンだったり、写真だったり、まあそれは適宜変えてもいいのかなとは思いますが。

○司会者

ありがとうございました。

この件に関しては、やっぱり裁判所、検察官、弁護士、それぞれの意見で、どのような方法がふさわしいだろうかということで、いろいろ検討しながら、今後の事

件ごとに考えていくところであります。今日お伺いしたことは、御意見、御感想も含めて、今後の運営に生かしていきたいというふうに考えています。どうもありがとうございました。

ちょっと観点を変えまして、今もそうなんです、感染防止のためにいろいろと裁判所も考えているところがございます。

1番2番の方々が参加された頃には、このような衝立がなかったと思うんですけども、3番以降の方々が参加されるようになってから、特にこういった措置もとるようになりました。特に法廷上ですね、それぞれの席の間に、アクリル板の衝立を設置するなどの措置を取り込んだ。そう言ったようなことも含めて、裁判所が今やっている措置等について、何か御感想や御意見、もっとこうすればいいんじゃないかとか、何か御意見がありましたら、お伺いできればと思いますが。特に3番以降の方にお伺いいたしましょうか。

3番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者3

多分、私はコロナ以降初めての裁判じゃなかったかと記憶しております。ですがそのときは、逆に感じなかったんですね。話し合いしてる中におきましても、声が聞きづらい。これはすごくありました。私の加齢のせいもあるかも分かりませんが、まあマスク、いろんなことに慣れてなかったこともあるかも分かりませんが、まあこれは非常に印象としても残っております。

それと、一方、表情ですね。公判、法廷においての。やはりこれは致し方ないことであって、表情でどうのこうのということは、私はマスクしてることで影響するということはないんじゃないかなと。むしろ事実についてどうであるかということさえきっちりできればですね、さほどのことはないんじゃないかなと思いました。リモートという話も出ましたですけどもね。

○司会者

ありがとうございます。

前半の方でお話しいただいたところ、聞きづらかったっていうのは、評議の場でのことですかね。

○裁判員経験者 3

評議の場ですね。

○司会者

多分、このような形で評議を進めたと思うんですが、そこでお話が、ほかの方がお話しになってるのが、ちょっと聞き取りにくかったということですかね。

今日のこんな感じだと思って、マイクは。

○裁判員経験者 3

マイクを使っていたかと非常にはっきりと。マイクがないとどうしても、ぼやけてくることもありますね。

○司会者

なるほど。

あと、後半のほうでもお話しになった、表情ですかね。これは法廷でのお話で、それはあんまり関係ないんじゃないかっていうような、お考え方ですね。ありがとうございます。

では4番の方はいかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

私もこの感染対策、こちらのほうでやられてる状態で、参加させていただいたんですけど、私自身感じたことは、特にちゃんとやられてるなって。

ただ、裁判官から、何か提案とか意見はございますかっていうことで、一応意見だけ伝えていただいたのは、入口で入館の部分で、不特定多数の方が入られるということで、体温を取って、一応規定の体温を計ってほしい。それ以外については、館内の対応については、私の見る限り、きちんとやられてるなというふうでした。

○司会者

ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者5

評議のときには、多分こういうのなかったと僕は記憶しております。ただ席と席の間は相当離されてた。で、裁判っていうか、法廷の中でどうだったか、ちょっとはっきり記憶がないんですけど、ただ被告人がフェイスシールドをしてて、それがやけに気になってるんです。どういう動きがあつてっていうわけじゃないんですけど、何かこう、それが気になりました。しなきゃいけないことなんだろうけど。

○司会者

例えば表情が読み取れないとか。

○裁判員経験者5

まあもちろん透明なんで、表情は見えるんですけども、何か違和感のほうに先に来てですね。で、そういえばと思うのは、体温測定はなかったなど。

○司会者

体温測定のお願いと、後、証言者のフェイスシールドが若干気になったかなっていう。

○裁判員経験者5

はい。

○司会者

ありがとうございました。

じゃあ6番の方。

○裁判員経験者6

評議のときは、広い部屋を使用されていて、マイクがあつたので声は安定していました。法廷では、皆さんがマスクだけしてたけど、別に、もうコロナが大分落ち着いてきたときでもあつたので、気にはならなかったです。

○司会者

ありがとうございます。

7 番の方。いかがでしょうか。

○裁判員経験者 7

私は評議で使ったのが、もっと広い部屋だったんですね、確か。

○司会者

広い、評議の部屋ですね。

○裁判員経験者 7

ええ。距離がかなりあって、感染対策とはいえ、しゃべりづらい。離れ過ぎて。やっぱり座る位置って非常に重要なので、活発な議論を行わせるような場じゃないなど、正直思いました。

○司会者

声が聞こえるとか聞こえないとかいうよりも、距離感があったということでしょうか。

○裁判員経験者 7

はい。相当遠い。

○司会者

そういう感じですか。ありがとうございます。

8 番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 8

はい。評議する場合は、いつも使っている部屋とは違う部屋を使いますということで、7 番の方がおっしゃっていたように、すごく広い部屋で、円のようにみんなで丸く囲んで話し合いをしたんですけれども、休憩時間には裁判官の方が窓を開けて、換気もしっかりと行っていたので、コロナ対策としては、特に問題はなかったのではないかなと私は感じました。

○司会者

ありがとうございました。

ほかにもいろいろお伺いしたい事柄があったんですけれども、大分時間も迫って

まいりまして、今日せつかく検察官、弁護士がお見えになってますので、何か御質問、裁判官である私でも結構なんです、ございますでしょうか。

○裁判員経験者3

素人として、非常に素朴な疑問に思ってる裁判に関してまして、裁判員に限らずですね、求刑よりも判決のほうが、こう被告人にとって有利というか、下がると言うんでしょかね、が多いような感じ、イメージがあったんですね、何か。で、市民が参加して、というのは裁判員裁判、実際の判決、これ低いっていったら語弊ですが、例えば10年の求刑だったのが7年であるとか。ちょっと具体的なことは言えなくて申し訳ないんですが、一番直近で記憶にあるのが、今月の16日ですね。札幌で、東京の女性の子供さんを衰弱死させたということで、検察のほうからは18年。ところが裁判員裁判の結果は、13年。こういう、昨日、つい二、三日前のことで、新聞ではっきり私覚えてるんですが、この検察官の求刑が、市民に代わって求刑してるのではないかなということを言われるんですが、許容範囲の精いっぱいの中でされてると思うんですけども、なぜそういう開きがあるのかなというのが、素朴な疑問でございます。

まあ被害者の立場になれば、もっと厳しいですね。例えば子供だったら何も、親も選べない。もちろん環境も選べない。逃げ出すこともできない。それを目いっぱいお互い求刑されてると思うんですけども、何でそこまで差があるのか。もちろん罪状が認められなかったというふうには書いてありました。

○司会者

じゃあどうでしょうか。私のほうからちょっと。一般論として、やっぱり検察官の立場としては、もう正におっしゃったとおり刑を求めるほうの立場ということになりますし、当然皆さんが、恐らく全員の方々見られたと思いますが、裁判員裁判に対しては量刑、これまでの裁判員裁判のこう、集積というか、量刑の傾向の大まかなところを見て、そういうシステムなんですけど。

その中で、検察官も弁護人もそれを見て、刑を求めるわけですけども、さっき

言ったようにある程度の幅の中で、検察官としては刑を求めるほうの立場。それに対して、弁護人は弁護人として、いろんな訴訟活動を行った上で、これこれがふさわしいという意見を出していってると。まあ皆さんも御経験あったと思いますけど、実際の量刑の場において、いろんな事情等を総合的に考えて、先ほどもちょっとお話出ましたけれど、この被告人が行った犯罪行為にふさわしい、つり合いのとれるところがどこかなっていうことを、皆さんと評議をして、意見交換して、最終的に結論を決めるという、こういう過程をたどっていったと思うんですね。そしてその結論というか、結果として見たときに、検察官の求刑と、最終的な判決の重さっていうものを比較したときには、低くなってる例が多いということなのではないのかなというふうには思っています。

もちろん、これも多分説明があったと思うんですが、検察官の求刑、あるいは弁護人の刑に対しての意見に法律的に拘束力はないので、例えばあんまり数は多くないにしても、求刑を超えた判決をした例っていうのもないではないと思うんですね。

そういったように、それぞれの訴訟活動について、得られた証拠資料をもとに、各裁判体がいろいろ検討した上で、出された結論の傾向が、そういった形になって表れているということなんではないかなと、いうふうには思ってます。

お答えになっていましたでしょうかね。

ほかに何かございますでしょうか。逆に検察官、弁護人のほうから経験者の方々に、御質問などございますでしょうか。

○弁護士

今、コロナの中で、裁判しているときって弁護人とか検察官、皆さんマスクをさされてるかと思うんですけども、例えば弁護人が法廷の中で、立って皆さんの近くでお話をした場合に、コロナに感染するんじゃないかとか、そういう嫌な気持ちになるとか、それはどちらなのかなということをお聞きしたいんですけども。

○司会者

法廷のそれぞれの席じゃなくって、もっと近づいていくと。

○弁護士

はい。そうですね，近づいて。

○司会者

で，マスクはしている前提。

○弁護士

してる前提。

○司会者

はい。いかがでしょう，皆さん。

実際そういう場面があったかどうか，よく分かんないんですけど，もうちょっと席が離れて，もともとの埋め込み席を離れて，皆さんに訴えかけるために近づいていくということを，皆さんはどうお感じになりますかっていうことかなと思いますが。

○裁判員経験者2

それぞれと思うけど，全然それは，私は個人的には全然来られてもあれなんですけど，私は裁判のときは，弁護士の方，すごく分かりやすく「裁判員の方どうですか」みたいな，まあ近づいてこられても，全然いいと思います。

○弁護士

皆さん，あんまり嫌悪感を感じられることはないということですね。ありがとうございます。

あと，先ほど6番の方がおっしゃってたと思うんですけども，お母さまの証言が出てきて，イメージが悪くなったっていうふうにおっしゃってたんですけど，その理由を伺いたいのと，皆様の中で，例えば証人で御家族とか来られて，で，その証人尋問がよくなった，悪くなったっていうことがあれば，そのことについて，少しお話しいただければなと思います。

○司会者

何かございませんか。

○裁判員経験者 1

評議の中ではなくて、法廷にお母さんが来られて、マイナスイメージがあった。これは、検察官の方が、事件を起こした息子は、「事件を起こしたときには、お母さんどこにいましたか」と検察の方はもちろん調べてあって、お母さんは家出をしてあって、息子が事件起こしたのを、弟から連絡があっても、自分は家出先にいたので、その事件のことは知らんよ、みたいな。だから息子がそういう事件を起こしたときに家出をしていたとか、ちょっと家庭環境も複雑な方で、自分が育児放棄で家出をしてたとかだったんで、すごくそれを聞かなければよかったなって思った。聞かなければ被告人のことをもっとももっとも普通に考えたのに、お母さんが出てきたことによって、家出してたと。初めからお母さんが出てこれなければよかったなと思ったのと、その検察官の方はどうしてもいろんなことを聞かないといけない立場なので、それは分かるんですけど、何かそこがちょっと。

○弁護士

ありがとうございました。

○裁判員経験者 2

私が担当した事件の場合の質問、家族の証人が出なかった部分なんですけど、実際のところ、被告人の御両親が離婚されてて、お兄さんとお母さん、お父さんと被告人という組み合わせで住んであったんで、ちょっとその家庭環境が複雑だったんですけど、一般的な感覚だったら、お父さんは、息子が事件を起こしたら、何かしら証人なり出てくるだろうと思ったんですけど、確かお母さんに対して嫉妬してたとか、そういったことをお父さん一言おっしゃられたぐらいで、証人で出てこなかったんですね。なので、ましてこれは検察官の方も弁護士の方も、どちらでもいいんですけど、そういった何で出てこなかったのかっていうのは、裁判中何かしら私たちの裁判員側に、一言あったら、もやもやとしたまま私たちは判決を出さなきゃいけなかったんですね。なので、もしそういった一言、何で来れなかったのか。そういったことが分かれば、私たちの印象もまた変わるでしょうし、これだっ

て、来たかったけど来れなかったのか、逆にもう鼻から「行く気ありませんよ、私は」と、そういうふうで証人が来なかったのか、そういったことを裁判中のどこかのタイミングで伝えていただけると、また今後の裁判員の方たちも判断内容の1つにはなるのかなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。メッセージをいただこうと思ってたんですが、大分時間も経ってしまいましたね。

記者さんたちからの質問を受けて、それにお答えいただければというもので御質問のある方はいらっしゃいますか。

○朝日新聞

朝日新聞です。

何人かの方がいい経験だったと、役に立ったっていうお話されてたんですけども、どういうことがいい経験だったのかと、今後、どう役に立つというところ、5番の方が役に立つっておっしゃったと思うんですけども、5番の方と、6番の方、そのあたり伺えますか。

○裁判員経験者5

まず今まで裁判所っていうのに来たことがなかったんですよ。裁判所っていうところっていうのは、今回初めてですし、ましてや法廷っていう場を、テレビで見ることはあっても、実際に見ることはなかった。たまたま私たちのときには、待合室代わりに、別の法廷を使わせていただいてですね、そこで被告人席とか、それから弁護士が座られる席とか、検察官が座られる席とかにも実際座ることができたんですよ。

そういうのももちろんいい経験だし、その法律について、例えば学校とかで習うような表面的なことじゃなくて、もっとその今さっき言いましたけど、罰金、労役って何だろうとか、それどうやって量刑が決まっていくのかとか、普通にはなかなか意識してなくて、ニュースで見て、「ああ、懲役何年なんだ」とか、そんな感覚

だったのが、どういう形で決まっていくのか。どういうふうにして決められるのか。何かいろいろ考えることもいっぱいあるなという、そういったもろもろのことを含めて、全くその自分が知らない世界のことだった、それを知ることができた、見ることができたという意味で、非常に役に立つ。

それにもう1つは、弁護士とはつき合いがあるんですけど、検察官の方とか裁判官の方とかも、実際その私生活の中で関わることってまずなくって、女性の検察官ってというのはテレビの中だけではなく、実際にいるんだとか。裁判官も3名のうちの2人が女性だったんですけど、結構女性の進出が進んでるんだとか、そういうことも実際知ることができた。いろんな意味で、非常に役に立ったということですね。

○朝日新聞

ありがとうございます。

○裁判員経験者6

よい経験というのは、個人的にほんとに裁判所にも来たことなかったし、法廷もテレビでしか見たことなかったし、ましてや裁判官の横に座る経験ができたことが、すごくいい経験だったのと、裁判ってというのはすごい架空のことで、テレビで見て、テレビではすごく殺人とか見るんですよ。実際はレントゲンだったりイラストだったりとか、そういうのも全く知らない理解だったのも、実際はこういうことなんだ。巷では経験、「裁判員ってすごい大変らしいよ」とか、知らない人は言うんですけど、実際経験したら「いえ、そうじゃないよ」って、「すごいこういうのだよ」っていうことを周りに伝えることもできるし、裁判を、1人のことに対して、一緒に法律のプロの方たちと評議できるっていうことの、よい経験をしたと思っています。

○朝日新聞

ありがとうございます。

○RKB

RKBです。今日はありがとうございました。

どなたかにお答えいただければと思うんですけども、裁判員として、最後まで参加されたことをきっかけに、いろんな報道、裁判に関するニュースであったり、記事であったりとか、そういったものの見方がどういう、経験された後に視点が何か変わったところがあったのかであったり、後、実際に裁判された、裁判に参加された身として、もっとこういったことをこうしたらいいんじゃないとか、まあ現状の裁判に関する報道をごらんになって、思われてるところがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

○裁判員経験者2

実はもう私が担当した裁判、求刑の部分が結論部分、実際自分でどういった報道があったのか、動画で見たんですね。RKBさんも確か入ってたと思うんですけど、正直「いや、そこは報道しなくてよくない」という部分が流れてた気はしたんですね。根本的な部分が、余り報道として流れてなくて、実際に実は私の家族が、私が参加した裁判を見学に来てたんですね。論告求刑と判決の部分見て、で、実際報道として流れた部分見て、家族と私の中で、「え、そんな話だった、この必要な部分」っていうのがあったので、伝え方が上手なくて申し訳ないんですけども、「そこじゃなくていいんじゃない」っていうところが実際見た身として、思いました。

○RKB

どの辺を見せたらよかったんじゃないとか、あまり具体的でなくても構わないんですけど。

○裁判員経験者2

実際私が体験した裁判が、被告人自身の証言自体も二転三転するような、ちょっと変わったというか、複雑というか、そういった事案だったんですけども。どう言ったらいいのかうまく言えないんですけども、幾つかの証言であったり、弁護士もあったと思うんですけど、実際こういう経緯があって、という。実はそこは事件の本質ではなかったんじゃないのみたいな部分があったんですが、そこが報道と

して出てたんですね。

逆に、いや、私たちはこういう部分を重点的にこの判決を出しましたよみたいな、そういった部分というのが出てなかったんです。報道として。なので、その部分を出していただけたらよかったんじゃないかなとは思いました。

○RKB

ありがとうございます。

○裁判員経験者5

僕も気になってて、テレビとか新聞なんですけど、麻薬取締法とか覚醒剤取締法とかは、ニュースにもならないようなことなんですけど、多分ニュースになったとしても、大概が、覚醒剤を輸入しようとして、捕まって、懲役7年っていうぐらいのニュースしか多分やらないと思うんですけども、じゃなくってもう一步進めて、軽い気持ちで「海外旅行ただで行けるよ」って言われて、物預かって、で、現地で捕まって大変な目にあうとかいう、そういうところでの懸念のほうを、そのニュースの後にくっつけて報道されると、もっといいことになるんじゃないかなというふうには思います。

○RKB

ありがとうございます。

○裁判員経験者6

質問の内容とはちょっと違うかもしれないんですけど、何かニュース、夕方のニュースって、ほんとに御飯作りながら聞いているだけなんですけど、今まで対岸の火事っていうのを、自分が経験してなかったら、そこまで耳に入ってこなかったと思うんですけど、テレビで今日福岡地裁で裁判員裁判が行われましたとか、すごく自分が携わったことによって、新聞も裁判員裁判というところはすごく詳しく読むし、すごく裁判員っていうことにいろいろ耳を傾けるようになった。すいません。余談です。

○RKB

ありがとうございます。

○司会者

これから裁判員になられる方へのメッセージをお伺いしておりませんでした。一言ずつお伺いしてよろしいでしょうか。

○裁判員経験者1

当たりとは思わないんですが、当たったら参加していいかなと思えるような、裁判でした。避けて通りたいところを、見ると引き込まれるという例えはおかしいんでしょうけれども、まあくじ引きみたいな形で当たるものでは、こういう言い方はちょっと悪いんですけれども、でもまあ参加するのはよいことだなと、後で思いました。

私の周りの人たちは、結構行きたがってるみたいなんですよ。当たりたいみたいな。だから、じゃあどう、そういう人たちも別枠ってできないのかなと思うんです。何か手続もすごく難しそうに聞こえるような言葉で誘うんじゃないかって、もうちょっと勧誘上手になればいいんじゃないかなと思うんですよ。

○司会者

はい、ありがとうございます。

2番の方、いかがですか。

○裁判員経験者2

今は純粋に裁判員に選ばれてよかったなと思ってます。正直、最初の選任手続で、自分が裁判員のところで番号呼ばれたときに、運がないと思いました。人の一生に関わるようなことに、自分は判決出せないと思ってたからです。

ただ、判決まで出て、改めて思うのは、裁判員以外は、関わろうと思ったら幾らでもできるんですね。ちょっと言い方に語弊がありますが、弁護士だったり検察官だったり、裁判官だったり、勉強すればなれるもの。自分が傍聴席に行って、参加するもの。逆に、原告側、被告側、それは自分の意思が関わってできるものですが、裁判員だけは正直運の部分だと思います。なので、当たって、私は正直5番

さん6番さんがおっしゃってたのに付随しますけど、ほんとに当たってよかったと思いますし、先ほどもちょっと言いましたけど、家族が実際裁判に興味を持って、傍聴に来ました。私のほかの知人たち、友人たちも、裁判員できるものならやってみたいという方も結構多かったので、やはり正直候補者の封筒が来たときはびっくりしますけれども、ぜひ機会があれば、参加してほしいと思います。

○司会者

ありがとうございます。3番の方。

○裁判員経験者3

私の場合、積極的に裁判員になろうという気持ちは、正直全くありませんでした。まあたまたま結果的にこうなって、もう義務としてやむを得ないなというところが、正直な気持ちでした。

これからの人に関しましては、最初からほんと嫌だなという気持ちを強く持つて
る方は、それはそれでいいんじゃないかなと思いますね。出なくても。例えばどう
言うんですかね。拒否っていったらおかしいんですけれども。

逆に、私もそうでしたですけども、迷ってる場合、どうしていいか分からないし、
行くのが不安だ、あるいはどうしようかと。迷ってる場合だったらば、私は参加さ
れたほうがいいなど、自分の経験から思いました。どういう経験かと言いますと、
やっぱりわけ分からなくて出ましても、裁判長さん、あるいは裁判官さんのお話の
中で、その方向性というものが明確に、自分なりに理解できたから、「ああ、こう
いうふうに裁判というのは進んで、こういうふうにして、裏付けをきちっと話し合
いされてるんだな」と。そういう意味では、非常にきちっとされてるんだなという
勉強になりましたので、もし迷ってらっしゃる方には、ぜひ機会があれば、やられ
てもいいんじゃないかなというふうに感じました。

○司会者

ありがとうございます。

では4番の方、いかがでしょうか。

○裁判員経験者 4

私も、今後裁判に参加される方、ぜひとも参加していただきたい。やっぱり時代時代にいろんな問題、私もこの年齢ですけれども、その時代時代を生きていく上で、自分の考えとか自分の生き方、自分の人生振り返ってる状態で、どんな時代でも罪、罰っていうのは消えないし、今回この裁判員制度っていうこの制度ができた自体、私自身が画期的なことになったなど、昔はもう専門職、ずっとそういう専門の方がそういう刑罰を決めてきてたのに、これが一般の不特定多数の意見を聞いて、時代に反映した罪や刑罰、そういうことに対して、対話をしていただけるっていうことで、ほんとにいいことだなと思ってます。だからこそ逆に、もっともっと一般の方に参加して、やっぱり社会の原理、私なんか小さいときなかったような罪、罰、オレオレ詐欺とかそういうの、小さいときなかったですし、何ていうか。インターネット関係のそういう犯罪なんかもなかったですからね。新しい犯罪がどんどん、人間が活着ている限りは、やっぱり新しい犯罪が生まれてくる、それに対応して、それなりの対処をしていかないといけないと。それを閉鎖されたところだけで考えるんじゃないくて、一般の全国の方、多くの人意見を反映する部分としては、ほんとに今後もこれをもっともっと拡大して、お話しいただきたいなと思います。

○司会者

ありがとうございました。

では5番の方、どうぞ。

○裁判員経験者 5

はい。先ほど言ったことなんですけど、裁判員裁判に参加できるっていう、そういう状況になったら、ぜひとも参加されたほうがいいというふうに、私聞かれたらそう答えてますし、いい経験、いろんなことを考えるようないい経験になります。

例えば大学4年間を法学部の勉強をした。その4年間よりも4日間のほうが、裁判員裁判の4日間のほうが、全然身になる話、身になる知識がついたなと思います。

ぜひ機会があれば、参加してくださいと言いたいです。

○司会者

ありがとうございました。

では6番の方。

○裁判員経験者6

私は、もう通知が来たときから、もうほんとに神頼みじゃないけど、ほんとに当たりたいと思って、番号を呼ばれたときはほんとに、ほんとにうれしかったんですけど、実際選ばれてすごくうれしかったけど、事件の内容が、執行猶予と量刑決めるのでちょっと後々悩んだりはしたんですけど、その経験をすることによって、最初に言ったように、裁判長はすごく怖いイメージのものだと思ってたんですけど、すごい実際は優しくて、とてもいい方で、検察官や弁護士の方とかも、会ったことがなかったんで、「ああ、こうやってするんだな」みたいなとか、自分が実際に関わったことによって、皆さん、裁判員になりたくないという理由の中に、上から嫌がられるとか、裁判所の押しつけとか、5日間とか6日間とかかかるんでしょ、とか、よく分かってなくて、架空のことが巷では広がっていて、最後に賞状みたいなのをいただいて、それを家に飾ってるんですけど、来客される方が気づいてみた場合は、「大変やったろう」とかすごく裁判員に対して、いいイメージがない方が多いんですけど、「そうじゃないよ」って聞かれた方には、こうだよって、何日もかかるってイメージがあるだろうけど、事前に前もって連絡もあるし、仕事も休めるしとか、いい方向にぜひみんな参加していただきたい。断るとか言うんなら、代わりに私が行きたいよというぐらいの気持ちで、聞かれた方には答えているし、ほんとに私は興味があったから、すごくよかったと思う部分もあるんですけど、興味がない方も、実際経験したら、絶対によかったと思うんじゃないかなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

7番の方、お願いします。

○裁判員経験者7

皆さんおっしゃったように、経験としてはですね、まあすばらしい、いろんな体験ができて、よかったなど。裁判官の方も巷で言う世間知らずのみたいな、ステレオタイプな見方があるかと思うんですけど、そういうことも全くない。普通の方たちばかりでしたし、経験値という意味では非常に得難い体験だったなというふうに思います。

ただほかの人に勧めるかっていう観点で言うと、もちろん勧めたいですけども、私の場合は2日間ぐらいで終わって、私は裁判所まで近かったんで、夕方ぐらいには仕事に戻るって感じでやって、何とか行けたんですけど、例えば7日間、8日間、自営業の方ですとか、ほんとに忙しい方が休めるかっていうと、ちょっと厳しいところもあるので、何かちょっとその辺は、何ら工夫ができると、もうちょっと多くの方が積極的に参加できるような場になるんじゃないかなというふうに思うので、ちょっとそこはひとつ、考慮するべきところじゃないかなと思います。

もう1つ、経験値として非常にすばらしい場ではあったんですが、これが10年ぐらいですか、裁判員制度。10年ぐらい経って、制度として、どういうふうに総括されてるんだろうっていうのは、ちょっと最近あんまり聞こえてこないっていうか、そういうところがあるんで、これのどういう検証をしていくか。これは裁判っていう制度全体、検察官の方、弁護士の方に対してもあるんでしょうけど、今後どう反映していくのかっていうような議論って、あんまり最近テレビとかでもやらないかなと思うので、その辺はちょっと聞いてみたいなというふうに思っております。

○司会者

ありがとうございました。

8番の方、お願いします。

○裁判員経験者8

裁判員になる方へのメッセージというか、言葉を贈るとすると、自分の意見を臆さずに、ぜひ言っていただきたいなと思っています。私自身も知識もないですし、

不安な気持ちのほうが最初は大きかったと思うんですけども、実際に裁判が始まってみて、評議が始まってみて、裁判中ってというのはしっかりと資料がありましたし、分かりやすい資料があったのと、あと、分からない言葉とか疑問点があった場合は、裁判官の方に聞いたりとかもできて、答えていただいたので、不安な気持ちもあると思うんですけども、心配しなくていいよと、ぜひやっていただきたいなと、そういった思いでいます。

自分の意見を言うのは、ちょっと難しい部分、うまくまとまらなかったりとか、っていうこともあると思うんですけども、是非いい経験になるので、やっていただきたいなと思っています。

○司会者

ありがとうございました。

皆様から、お言葉いただきました。拙い進行で、時間オーバーしたり、申し訳ありませんでした。

長い時間、御議論をありがとうございました。皆様方の貴重な御意見、今後裁判員裁判の運営等に生かしてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。